

先方負担手数料の変更方法について

2019年10月1日の消費税率引き上げ（8%→10%）に伴い、「しずぎんでんさいWEBサービス」（以下、でんさい）で**お支払を行う際、発生記録（債務者請求）手数料**を先方負担扱でご利用いただいているお客さまは、以下の手順で先方負担手数料の変更が必要となります。

<注意事項>

・債権一括請求でファイル受付を行っているお客さま

→ データ作成時、手数料差引計算を行っている場合、データ作成システムにて手数料変更が必要となります。変更方法につきましては、システムご担当者さまへご相談ください。

【先方負担手数料（手数料マスタ）の変更方法】※2019年10月1日以降に変更を行ってください。



1. 「管理業務」画面の選択

本サービスにログイン後（トップページ）、**管理業務**タブを選択し、**企業情報管理**ボタンをクリックします。

次に企業情報管理メニューから**変更**ボタンをクリックします。



2. 「先方負担手数料」の設定

「標準手数料」項目（左図①）を確認してください。

(1) 適用中の「標準手数料」項目が「**使用する（常に最新の標準手数料を使用する）**」になっている場合、先方負担手数料の変更は不要です。

(2) 適用中の「標準手数料」項目が「**使用しない（個別に登録した手数料を使用する）**」になっている場合、先方負担手数料の変更が必要です。



先方負担手数料の「状態：適用中」にある**変更**ボタン（左図②）をクリックします。

3. 「個別手数料」の設定

「手数料情報」項目内「個別手数料」の「手数料(円)」項目(左図③)「**自金融機関**」「**他金融機関**」について、手数料を修正します。(金額は税込金額を入力してください)
 入力が終わりましたら、**反映**ボタン(左図④)をクリックします。

次の画面にて、先方手数料項目の「状態：適用中」行の「適用される手数料」欄に修正後の金額が表示されていることを確認し、画面下部の**変更内容の確認へ**ボタン(左図⑤)をクリックします。

画面下部の「承認パスワード」欄(左図⑥)に承認パスワード(英数字混在6桁～12桁)を入力し、**変更の実行**ボタン(左図⑦)をクリックします。以上で変更は完了です。

⑦

【取引先ごとに手数料設定（指定金額）を利用しているお客さま】



1. 取引先情報の設定

管理業務タブを選択し、**取引先管理**ボタン（左図①）をクリックします。



次の画面にて、**取引先情報変更・削除**ボタン（左図②）をクリックします。



取引先検索条件を入力し、取引先を検索後、対象の取引先の**変更**ボタンをクリックします。



2. 取引先情報の変更

「手数料」項目（左図③）を確認してください。

(1) 「手数料」項目が「**当方負担**」または「**先方負担（登録済み金額）**」になっている場合、対応は不要です。

(2) 「手数料」項目が「**先方負担（指定金額）**」になっている場合、手数料を変更します。

例) 324 円 → 330 円、432 円 → 440 円 等

※当行規定の手数料は、後述掲載しています。

なお、静岡銀行の規定手数料以外の金額が入力されている場合には、現在の手数料を税率 10% になるよう変更してください。（お客さまの責任にて変更してください）

入力が終わりましたら、**変更内容の確認へ**ボタン（左図④）をクリックします。

(3) 続いて表示される「取引先情報変更確認」画面にて、内容をご確認後、「内容を確認しました」欄をチェックし、**変更の実行**ボタンをクリックしてください。

以上で変更は完了です。

【Q & A】

Q 1. 手数料の新旧消費税率適用基準はどうなりますか？

→ 記録手数料（発生記録、譲渡記録、分割記録、変更記録、支払等記録）は、取引依頼日を基準とし、適用される消費税率が決まります。

（例）2019年9月30日までに、2019年10月1日以降を振出日とする予約請求を行う場合、改定前税率を適用した税込手数料（取引依頼時点で登録されていた手数料）が適用されます。

取引依頼日	適用される消費税率
2019年9月30日まで	消費税率 8%
2019年10月1日以降	消費税率 10%

なお、でんさい決済手数料は支払期日を基準とし、適用される消費税率が決まります。

支払期日	適用される消費税率
2019年9月30日まで	消費税率 8%
2019年10月1日以降	消費税率 10%

Q 2. 2019年9月30日以前または手数料マスタ変更前に仮登録を実施したデータを、2019年10月1日以降に承認した場合、適用手数料はどうなりますか？

→ 改定前税率（8%）または手数料マスタ変更前の金額にて手数料差引計算されるため、当該取引について改定後税率または手数料マスタ変更後の手数料を適用したい場合、当該データの差し戻しを実施後、再度仮登録を行ってください。

Q 3. 消費税率改定後の手数料を教えてください。

項目		手数料
発生記録	当行宛	330円
	他行宛	440円
譲渡記録	当行宛	165円
	他行宛	220円
分割（譲渡）記録	当行宛	330円
	他行宛	440円
変更記録		165円
支払等記録（口座間送金決済以外）		165円
でんさい決済手数料		220円

今回ご案内の手数料マスタは、「発生記録手数料」を入力してください。

【ご照会先】

ご不明な点がございましたら、以下へお問い合わせください。

照会先：静岡銀行EBセンター

0120-0149-02

（受付時間 <当行営業日> 9:00～19:00）